

平成 24 年度の先進医療の保険導入等及び施設基準の見直しに向けた

今後の予定について（案）

時期		検討方法等
～11 月	一次評価	平成 23 年度の実績報告の集計がまとまり次第、各構成員による書面審査を行う
12 月～1 月	二次評価	一次評価の結果に基づき、全技術についての検討を行う
1 月	中医協に報告	先進医療専門家会議における最終的な評価を中医協総会に提出する
～3 月	施設基準の見直しに係る検討	平成 24 年度以降も先進医療として継続する技術について施設基準を決定する
4 月 1 日～	平成 24 年度先進医療技術の実施	

なお、平成 24 年度診療報酬改定における医療技術等の保険導入に向けた作業を円滑に実施するため、平成 23 年 12 月受付分及び平成 24 年 1 月受付分の新規届出技術については、3 月開催の先進医療専門家会議で審議することとする。